

石光ゼミ

## 三位一体改革の是非

磯部 光子

### 1 研究動機

現在の地方交付税制度は、地方の無駄使いを助長している。地方にはあらゆるハコモノ<sup>1</sup>が存在し、その建設費の大半を最終的には国が負担している状況にある。一方、現在進行中の三位一体改革を押し進めると、義務教育費など国民にとって最低限必要なサービスであるナショナル・ミニマム確保のための財源まで削減されてしまう可能性がある。この2つの問題を解決するために研究に至った。

### 2 三位一体改革とは

- ・ 地方交付税交付金の配り方を見直す
- ・ 国庫支出金を削減する
- ・ 地方自治体に税源を委譲する

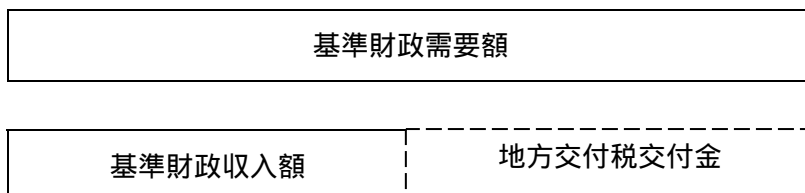
### 3 地方交付税交付金の問題点

過剰な財政調整

- ・ 地方交付税交付金の算出方法

地方交付税交付金 = 基準財政需要額<sup>2</sup> - 基準財政収入額<sup>3</sup>

図1 地方交付税交付金の算出方法



- ・ 水平的財政力格差<sup>4</sup>を埋めるために、東京などの豊かな地方から貧しい地方へと政府間財政調整が行われる。

<sup>1</sup>ハコモノ...無駄な公共事業・建築物を指す言葉。

<sup>2</sup>基準財政需要額...教育、福祉、保健医療、土木、治安、産業経済等の分野について、サービスのニーズ つまり標準的サービス量（対象者数）

サービスの供給コストによって規定される

<sup>3</sup>基準財政収入額...標準的な状態で自治体が徴収しうる税収のこと。

<sup>4</sup>水平的財政力格差...税源の偏在に起因する財政力の地域間でのギャップのこと。

石光ゼミ

一人当たり地方税負担額は・・・

東京都 20万 3000円 福島県 11万 8500円 沖縄県 7万 2000円

東京都は一人当たりの地方税負担額が沖縄県の、約 2.8 倍である。

ところが、地方交付税交付金交付後の一人当たり一般財源は・・・

不交付団体<sup>5</sup> 東京都は 20万 3000円のまま

交付団体<sup>6</sup> 沖縄県 24万 6000円 福島県 21万 5700円

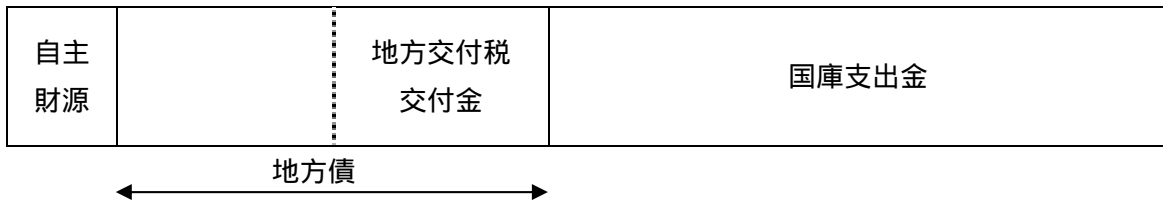
地方交付税交付金が交付される前後では、住民一人当たりでみた財政力が逆転している。

地方交付税交付金は都市圏から地方圏への再分配機能を伴っているが、貧しい自治体を豊かな自治体以上に豊かにしている結果となり、水平的財政力格差を埋める機能を果たしすぎている。

過剰な公共事業財源保障

政府は、地方で行われる公共事業を促進するため、地方債の元利償還費の一部を後年度の基準財政需要額に算入させる措置をとっている。

図 2 公共事業の財源



公共事業の拡大が交付税額の増大につながるこの仕組みは、地方自治体に本来であれば必要のない事業を行わせる誘因を持つ。

4 国庫支出金の問題

国庫支出金とは、国からの補助金で用途が特定されているものである。

例えば、現行の制度の義務教育費であれば、児童・生徒 1 人当たり到此くらいのお金を使わなければならないと国が決める。そのうちのある部分は国が補助する。しかし残りは、地方自治体が住民から集めた税金で賄うことになっている。

図 3 義務教育費の財源

|          |             |            |
|----------|-------------|------------|
| 国が負担 30% | 都道府県が負担 40% | 市町村が負担 30% |
|----------|-------------|------------|

<sup>5</sup>不交付団体...地方交付税交付金を受け取っていない自治体のこと。

<sup>6</sup> 交付団体...地方交付税交付金を受け取っている自治体のこと。

石光ゼミ

しかし、政府は義務教育費国庫負担金などの補助金を3年間で4兆円削減する方向で最終調整を進める方針を固めた。地方自治の負担がさらに増加することになる。

義務教育は全国一律のサービスが必要である。しかし、義務教育費国庫負担金という補助金を削減することは、貧しい地域で教育サービスの質が低下する恐れがある。

義務教育は国が保障すべき最低限の基礎サービスであるので地方に負担させるべきではなく、国が全額保障すべきである。

**5 税源委譲問題**

税源委譲とは国税の一部を地方税に振り替えることである。

経済力のある地域の税収は大きく増えるが、過疎地の自治体の税収はそれほど増えず、地域間財政力格差が拡大してしまう。

税源委譲はあまり意味がない。

**6 新・補助金の提案**

現行の国庫支出金、地方交付税交付金を廃止し、問題点を解決した新たな補助金をつくる。新・補助金は...

- (1) 基礎サービス(福祉、教育、治安・防災など)のナショナル・ミニマムを財源保障する。
- (2) 国庫支出金の用途は基礎サービスに特定する。
- (3) 地方交付税交付金は廃止する。

新・補助金の良い点

地方自治体は基礎サービスに充てていた自主財源を他の用途に振り分けることができる。

公共事業はもはや財源保障の対象とならない(地域のニーズが高いなら自身の財源で公共事業をやればよい)。ナショナル・ミニマムを超過した基礎サービスは地方自治の自己責任によって何にお金を使うか決定する。

不交付団体に対しても基礎サービスの財源保障がなされる。

・三位一体改革と新・補助金の相違点

|          | 三位一体改革              | 新・補助金                                       |
|----------|---------------------|---|
| 国庫支出金    | 義務教育費国庫負担金などの補助金も削減 | ・教育費などのナショナル・ミニマムは全額保障<br>・公共事業は財源保障の対象としない |
| 地方交付税交付金 | 配り方を見直す             | 廃止(必要最低限の財源を国庫支出金で保障するので必要ない)               |
| 税源委譲     | する                  | 意味がないのではない                                  |

## 石光ゼミ

### <参考文献・参考資料>

赤井伸郎・佐藤主光・山下耕治『地方交付税の経済学』有斐閣，2003

土居丈朗『三位一体改革ここが問題だ』東洋経済新報社，2004

「やさしい経済講座」 <http://www.fxprime.com/keizai/kouza18.html>

「福島県HP」 <http://www.pref.fukushima.jp/>

「義務教育費国庫負担制度を正しく理解するために」 <http://gikyohou.hp.infoseek.co.jp/>